

古座川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 5 年 4 月 3 日
古 座 川 町 長
古 座 川 町 議 会 議 長
古 座 川 町 教 育 委 員 会

古座川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、古座川町長、古座川町議会議長、古座川町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

社会情勢等の変化があった場合には、必要に応じて本計画の見直し等を行うものとする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、各所属長等と連携を図りながら、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況等・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善す

べき事情について分析を行った結果、課題と思われるものを掲げている。

数値目標

- (1) 採用時には、男性・女性の性別を問わず採用してきたが、今後も引き続き男性・女性の性別を問わず採用する。
- (2) 男性職員の配偶者出産時の年次有給休暇の取得率を20%以上にする。
- (3) 現在、女性職員の育児休業の取得率は100%であるため、今後も100%の取得維持に努め、取得期間の延長など制度の活用を推進する。
- (4) 時間外勤務の年間平均時間を令和4年度実績（136.5時間）より20%程度減少させ年間110時間に設定し、時間外勤務を最小限にとどめる。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた取組等

(1) 制度の周知

各所属長会議等において、職員の母性保護及び母性健康管理、仕事と家庭の両立支援の観点から設けられている特別休暇等の制度や育児や介護を行うものの時間外勤務の制限措置の情報等を提供することで、各課員に周知徹底を図る。

また、妊娠を申し出た職員に対しては、育児休業等の制度や出産費用の給付等の経済的支援措置に関する手続きについて個別に説明を行う。

(2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等について

育児休業及び部分休業等を取得しやすい環境を整備するため、積極的な情報提供等により制度の周知を行う。また、男性職員の育児参加を促進するため、配偶者の出産時等に年次有給休暇の取得を促すとともに取得しやすい職場環境づくりに努める。

(3) 時間外勤務の縮減について

長時間労働は、健康面に悪影響を及ぼすだけでなく、育児を行う職員の負担にもなることから、所属長は、職員の時間外勤務の状況を常に把握し、災害時等緊急のやむを得ない場合を除くほかは、管理職による時間外勤務の事前確認の徹底を図る。また、各所属長会議等で時間外勤務の意識啓発の取り組みを行う。